

校医報酬額の調整案

(平成16年10月1日現在)

区	分	現	行	調	整	案	調	整	案	算	定	の	基	礎
内 科	基本報酬	1校当たり	252,000円	1校当たり	180,000円		地方交付税措置における小学校児童数720人、中学校生徒数600人に対する基準額が224,000円。平成14年度までは、小学校結核検診としてツベルクリン反応検査が実施され、これに伴うBCG接種従事分が加算されて252,000円でした。平成15年度からはBCG接種従事分がなくなり、また、この基準児童生徒数につきましては、現在では基準以下の学校が多く、基準額224,000円の8割程度が妥当報酬と判断しました。							
	健康管理報酬	該当なし		1校当たり	42,000円		教職員の健康診断後の指導及びアドバイスの報酬として算定しました。							
	児童生徒割	1人当たり	95円	1人当たり	95円		現行と変更ありません。							
	就学時健診	1人当たり	110円	1人当たり	1165.5円		小学校に入学する前の健診です。中学校の校医さんは該当しません。1人当たりの基準額は、大幅増になっています。							
耳鼻科 眼 科	基本報酬	小学校、中学校毎に、3校につき1校分として	224,000円	1校当たり	180,000円		地方交付税措置における小学校児童数720人、中学校生徒数600人に対する基準額が224,000円となっていますが、現在では基準以下の学校が多く、基準額224,000円の8割程度が妥当報酬と判断しました。また、基準額を小学校・中学校毎に、3校につき1校分から1校当たりに変更しています。							
	児童生徒割	1人当たり	95円	1人当たり	95円		現行と変更ありません。							
	就学時健診	1人当たり	110円	1人当たり	1165.5円		小学校に入学する前の健診です。中学校の校医さんは該当しません。1人当たりの基準額は、大幅増になっています。							